

## Ⅶ 予 防 行 政

### 1. 防火管理制度

#### (1) 防火対象物と防火管理者

平成19年3月31日現在、消防法令別表Iで150㎡以上の対象物は、31,817件である。

(資料第40表参照)

また、多数の者が勤務し、又は出入りする防火対象物については、防火管理者を選任し、消防計画を作成して防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けているが、その選任状況は次のとおりである。

防火管理者を養成するための講習は、各消防本部が実施している。

#### 防火対象物と防火管理者

平成20年3月31日現在

	防火管理実施業務対象物数	防火管理者選任対象物	選 任 率	消防計画作成済防火対象物	作 成 率
1-イ 劇 場 等	24	21	87.5%	21	87.5%
1-ロ 集 会 場 等	1,068	590	55.2%	535	50.1%
2-イ キ ャ バ レ ー 等	1	1	100.0%	1	100.0%
2-ロ 遊 技 場 等	75	57	76.0%	49	65.3%
2-ハ 性風俗関連特殊営業等		0			
3-イ 待 合 ・ 料 理 店 等	8	6	75.0%	6	75.0%
3-ロ 飲 食 店	607	336	55.4%	282	46.5%
4 百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト	914	507	55.5%	431	47.2%
5-イ 旅 館 ・ ホ テ ル	470	447	95.1%	439	93.4%
5-ロ 共 同 住 宅 等	1,228	655	53.3%	539	43.9%
6-イ 病 院 等	171	122	71.3%	104	60.8%
6-ロ 社 会 福 祉 施 設 等	499	450	90.2%	434	87.0%
6-ハ 幼 稚 園 等	172	168	97.7%	167	97.1%
7 学 校	417	386	92.6%	375	89.9%
8 図 書 館 等	41	33	80.5%	31	75.6%
9-イ 蒸 気 浴 場	6	6	100.0%	6	100.0%
9-ロ 他 の 公 衆 浴 場	35	24	68.6%	20	57.1%
10 停 車 場	8	7	87.5%	6	75.0%
11 神 社 ・ 寺 院	220	130	59.1%	109	49.5%
12-イ 工 場 ・ 作 業 場	312	204	65.4%	182	58.3%
12-ロ ス タ ジ オ	6	3	50.0%	2	33.3%
13-イ 駐 車 場	100	70	70.0%	60	60.0%
13-ロ 格 納 庫	300	227		172	
14 倉 庫	71	48	67.6%	42	59.2%
15 事 務 所 等	625	435	69.6%	390	62.4%
16-イ 特 定 複 合 用 途 施 設	1,277	693	54.3%	576	45.1%
16-ロ 一 般 複 合 用 途 施 設	206	146	70.9%	125	60.7%
16/2 地 下 街					
16/3 準 地 下 街					
17 文 化 財 建 造 物	33	27	81.8%	26	78.8%
18 ア ー ケ ー ド					
計	8,894	5,799	65.2%	5,130	57.7%

#### 防火管理者講習受講者数

	18年度	19年度
消 防 本 部	1,196人	1,138人

(2) 消防用設備の設置状況

防火対象物は、その用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないことになっている。平成20年3月31日現在、特定防火対象物の消防設備設置状況は、次のとおりである。

特定防火対象物の消防設備設置状況

平成19年3月31日現在

	自動火災報知器			スプリンクラー			屋内消火栓		
	対象数	設置済及び特例措置	違反数	対象数	設置済及び特例措置	違反数	対象数	設置済及び特例措置	違反数
1-イ 劇場等	39	39		3	3		27	26	1
1-ロ 集会場等	384	376	8	10	10		53	50	3
2-イ キャバレー等									
2-ロ 遊技場等	90	87	3	2	2		18	18	
2-ハ 性風俗関連特殊営業等									
3-イ 待合・料理店等	12	10	2				2	1	1
3-ロ 飲食店	293	280	13	1	1		15	12	3
4 百貨店・マーケット	781	761	20	64	63	1	118	104	14
5-イ 旅館・ホテル	599	591	8	12	12		274	270	4
6-イ 病院等	313	311	2	61	61		59	59	
6-ロ 社会福祉施設等	607	607		143	143		83	81	2
6-ハ 幼稚園等	244	243	1				18	18	
9-イ 蒸気浴場	8	8		1	1		7	7	
16-イ 特定複合用途施設	1,490	1,385	105	64	63	1	184	182	2
計	4,860	4,698	162	361	359	2	858	828	30

(3) 防災物品の使用状況

居室内の物品を燃えにくいものにし、出火時の燃焼の進行を抑制することが火災予防上必要であることから、不特定多数の者や老幼弱者が利用する防火対象物において使用するカーテン、じゅうたん等の物品は、防災物品を使用することが義務づけられている。平成20年3月31日現在、防災防火対象物の防災物品使用状況は、次のとおりである。

防災防火対象物の防災物品使用状況（延べ面積 150 m<sup>2</sup>以上）

平成18年3月31日現在

	対象施設数	カーテン・どん帳		じゅうたん		合板等		未使用		
		防災使用	使用率	防災使用	使用率	防災使用	使用率	カーテン	じゅうたん	合板
1-イ 劇場等	42	34	81.0%	29	69.0%	2	4.8%	8	13	40
1-ロ 集会場等	935	650	69.5%	441	47.2%	19	2.0%	285	494	916
2-イ キャバレー等	2	2	100.0%	2	100.0%		0.0%	0	0	2
2-ロ 遊技場等	99	39	39.4%	38	38.4%	5	5.1%	60	61	94
2-ハ 性風俗関連特殊営業等	1	1		1		1		0	0	0
3-イ 待合・料理店等	20	10	50.0%	7	35.0%		0.0%	10	13	20
3-ロ 飲食店	642	348	54.2%	259	40.3%	25	3.9%	294	383	617
4 百貨店・マーケット	1,254	566	45.1%	392	31.3%	83	6.6%	688	862	1,171
5-イ 旅館・ホテル	723	675	93.4%	562	77.7%	13	1.8%	48	161	710
6-イ 病院等	497	417	83.9%	269	54.1%	9	1.8%	80	228	488
6-ロ 社会福祉施設等	691	582	84.2%	441	63.8%	29	4.2%	109	250	662
6-ハ 幼稚園等	293	280	95.6%	154	52.6%	2	0.7%	13	139	291
9-イ 蒸気浴場	239	120	50.2%	100	41.8%	6	2.5%	119	139	233
12-ロ スタジオ	3	2	66.7%	1	33.3%		0.0%	1	2	3
16-イ 特定複合用途施設	2,178	1,106	50.8%	834	38.3%	58	2.7%	1,072	1,344	2,120
16-ロ 一般複合用途施設	33	18	54.5%	11	33.3%	2	6.1%	15	22	31
高層建築物	13	11	84.6%	8	61.5%	1	7.7%	2	5	12
計	7,665	4,861	63.4%	3,549	46.3%	255	3.3%	2,804	4,116	7,410

(4) 防火対象物定期点検報告制度

一定の防火対象物の管理について、権限を有する者に対し、防火対象物点検資格者による点検を義務づけ、その結果について消防長又は消防署長への報告を行わせるとともに、消防法令遵守状況又は点検結果が優良なものについては、その旨の表示をすることができる制度である。

(平成15年10月1日施行)

防火対象物定期点検報告制度実施状況

平成20年3月31日現在

	点検を要する防火対象物		点検基準適合防火対象物		認定用途適合防火対象物 (特例認定)	
	1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)	1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)	1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)
劇場等	24	1	4	0	5	0
集会場等	236	3	23	0	7	0
キャハレー等	0	1	0	1	0	0
遊技場等	30	5	0	1	0	0
性風俗関連	0	0	0	0	0	0
待合・料理店等	0	1	0	0	0	0
飲食店	2	21	0	0	0	0
百貨店・マーケット	143	25	13	0	15	0
旅館・ホテル	130	52	79	16	21	21
病院等	39	12	5	0	4	1
社会福祉施設等	22	3	2	0	1	0
幼稚園等	5	1	1	0	0	0
蒸気浴場等	5	0	2	0	0	0
特定複合用途施設	280	77	26	2	19	1
計	916	202	155	20	72	23

(5) 消防設備士の試験と講習

県は毎年消防法の規定に基づき消防設備士の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を(財)消防試験研究センターに委任して実施することとした。その試験の実施状況及び合格者に対する免状の交付状況は、次のとおりである。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対して義務講習を実施しており、平成19年度は291人(前年度は383人)の受講者があった。

消防設備士試験

		特		1類		2類		3類		4類		5類		6類	7類	合計	
		甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	乙	乙	甲	乙		
19年度	受験者数	42	325	100	126	36	140	32	767	431	154	56	711	269	1554	1635	
	合格者数	7	92	28	49	12	42	15	242	173	51	19	246	145	483	638	
18年度	受験者数	26	311	111	102	23	109	43	577	414	136	52	637	299	1261	1579	
	合格者数	3	97	51	41	8	42	12	218	208	44	19	248	152	445	698	

## 2. 危険物の規制

### (1) 危険物施設

消防法は、発火性又は引火性を有する危険物について保安上の規制を定めており、一定数量以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵したり取り扱ってはならず、危険物施設を設置しようとする者は、市町村長等の許可を受け、その施設の使用に当たっては完成検査を受けなければならないことになっている。

平成20年3月31日現在、危険物施設の総数は、3,513ヶ所で、これらのうち石油製品を中心とする第4類の危険物を貯蔵し又は取り扱う施設は、3,462ヶ所で全体の98.5%を占めている。

(資料第41表参照)

### 危険物施設

各年3月31日現在

年	製造所	貯蔵所					取扱所				合計	事業所
		屋内	屋外	地下	その他	計	給油所	販売所	一般取扱	計		
18	37	641	269	1,128	416	2,454	686	15	534	1,235	3,726	2,123
19	36	616	250	1,058	420	2,344	667	15	508	1,190	3,570	2,104
20	35	620	247	1,041	414	2,322	642	12	500	1,156	3,513	2,056

### (2) 危険物取扱者の試験と講習

県は毎年消防法の規定に基づき危険物取扱者の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を(財)消防試験研究センターに委任して実施することとした。その試験の実施状況及び合格者に対する免状の交付状況は次のとおりである。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対して保安講習を実施しており、平成19年度は1,036人(前年度は754人)の受講者があった。

### 危険物取扱者試験

		甲種	乙種						丙種	合計	
			1類	2類	3類	4類	5類	6類			計
19年度	受験者数	151	182	191	143	2,189	176	205	3,086	370	3,607
	合格者数	61	103	124	94	841	129	132	1,423	223	1,707
18年度	受験者数	176	218	199	159	2,474	152	237	3,439	354	3,969
	合格者数	70	138	119	91	860	92	158	1,458	195	1,723

### (3) 危険物施設に対する立入検査

県及び市町村が実施した危険物施設等に対する立入検査及び措置命令は、次のとおりである。

#### 危険物施設に対する立入検査

	平成18年度			平成19年度		
	立入検査		措置命令件数	立入検査		措置命令件数
	施設数	回数		施設数	回数	
製造所	22	22	0	23	23	0
貯蔵所	989	1,035	1	673	719	1
取扱所	481	503	2	469	494	1
計	1,492	1,560	3	1,165	1,236	2

### 3 火災予防運動

#### (1) 全国火災予防運動

火災の大半が失火であり、住民一人一人が注意すれば火災を減少させることができる。

消防関係機関は毎年、全国一斉に火災予防週間等を定めて火災予防運動を展開し、住民に対して防火意識の高揚を図っている。

#### 全国火災予防運動

	期 間	統 一 標 語
秋季全国火災予防運動	11月9日～15日	「火は見てる あなたが離れる その時を」
文化財防火デー	1月26日	
春季全国火災予防運動	3月1日～7日	「火は見てる あなたが離れる その時を」
全国山火事予防運動	〃	「山火事は 地球の未来も 燃やします」
車両火災予防運動	〃	

#### (2) 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、日頃火気を取り扱う機会が多い女性が、火災予防の知識を取得して、家庭における火災の防止に努め、地域の防火意識の高揚を図ることを目的として結成された組織で、平成20年9月1日現在、13市町村に39組織が結成され、クラブ員数は2,143人である。

(資料第42表参照)

#### (3) 幼年、少年消防クラブ

幼年、少年消防クラブは、少年の頃から火災予防についての知識を身につけさせ、家庭や学校における火災の予防を図るため結成された組織で、平成20年5月1日現在少年消防クラブは5市町村で結成されており、クラブ員数は325人である。また幼年消防クラブは16市町村で134クラブ結成されており、クラブ員数は5,914人である。

(資料第49・50表参照)